

鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る関係家内労働者及び関係  
委託者の意見聴取に関する公示

鹿児島地方労働審議会一般公示第2号

鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について調査審議を行うに当たり、家内労働法（昭和45年法律第60号）第11条第1項の規定に基づき、意見を聴取するので、鹿児島県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託をする委託者であって意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和6年11月28日までに、鹿児島地方労働審議会（鹿児島市山下町13-21、鹿児島労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和6年11月14日

鹿児島地方労働審議会

会長 仙波玲子

## 意見書

令和6年11月14日貴会が家内労働法第11条第1項の規定に基づき公示した鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について、下記のとおり意見を提出する。

記

令和 年 月 日

提出者

住所

氏名

職業

鹿児島地方労働審議会

会長 仙波 玲子 殿